

高齢者災害時個別避難計画 について

健康福祉局長寿社会部介護保険課

制度的な流れ

避難行動要支援者名簿の作成の義務化（平成25年）

- 東日本大震災の教訓として、障害者や高齢者等の方々に対する情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

個別避難計画の作成の努力義務化（令和3年）

- 令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

個別避難計画とは

作成の目的



個別避難計画は、高齢者等ご自身であらかじめ避難の仕方を決め、計画の中に記載することで、防災意識、対応力を高めていただき、いざと言う時のための備えをいただくものです。

- ・避難行動要支援者に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための必要な措置を実施すること。

計画に記載する内容

- ・避難支援等を実施する者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先（団体の場合は名称、居所、連絡先）
- ・避難先及び避難経路に関すること
- ・その他、市町村長が必要と認める事項



作成対象者

計画作成対象者は避難行動要支援者名簿に記載される「要支援者」です。
要支援者の範囲は次のとおりです。

< 災害時避難行動要支援者名簿掲載者 >

- 要介護 3 ～ 5 の高齢者
- 身体障害 1 ～ 4 級（肢体不自由 4 級を除く）、知的障害：最重度～中度、精神障害 1 ～ 2 級の障害者
- 災害時要援護者避難支援制度登録者

注）要支援者の範囲は市町村によって異なります

個別避難計画の種類

個別避難計画は、次のいずれかの方法により作成します。

市が支援し作成する個別避難計画

- 地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況から、優先的に計画を作成することが必要と判断した者について、市から依頼を受けたケアマネジャー等がお手伝いしながら作成します。

本人・地域が記入し作成する個別避難計画

- 原則として本人が作成します。ただし、本人の状況によっては、家族等が作成を支援します。

注) いずれの方法で作成しても内容に優劣はありません。

市が支援し作成する対象者

ハザードマップ（洪水、内水、土砂災害）で危険な区域に居住する次のいずれかに該当する高齢者に対してケアマネジャー等に依頼し、個別避難計画の作成支援を進めます。

令和7年度までに作成を進める者

- 要介護3以上で単身等の高齢者
- 要介護3以上で寝たきりの高齢者
- 要介護3以上で特別な医療を受けている高齢者



令和7年度までに作成を進める高齢者は、避難先までの移動に車いすなどの福祉用具が必要となることや、避難先での食事、排せつ、服薬確認などのサービスが必要になることが予想されます。
そのため、川崎市では本人等が避難先を検討するうえで、必要な支援その他の気づきを促す質問ができる、ケアマネジャー等に作成支援を依頼し、個別避難計画の作成支援を進めています。

令和8年度以降に作成を進める者

- 要介護3以上で単身等/寝たきり/特別な医療を受けている以外の高齢者
- 要介護3未満で認知症の症状が現れている独居等の高齢者

避難支援等の法的責任について

- 避難支援者は、自分や家族の安全を確保した上で実施するもので、また、災害時に避難支援者が不在、または避難支援者自身が被災した場合など、計画どおりに避難支援できなくても、責任や義務を負うものではありません。
- 個別避難計画は、避難支援に関わる責任・義務に同意された高齢者等（同意書に署名）に対し、当該高齢者等と相談しながら個別避難計画の作成を支援します。



個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。また、避難を支援する者等に対し、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものでもありません。

計画作成の進め方①

①準備（市ホームページ）

様式、制度案内チラシ、管理ツールをダウンロード



②対象者の把握

管理ツールに契約者の基本情報（住所、家屋構造、建物分類等を入力し、計画作成優先度を確認

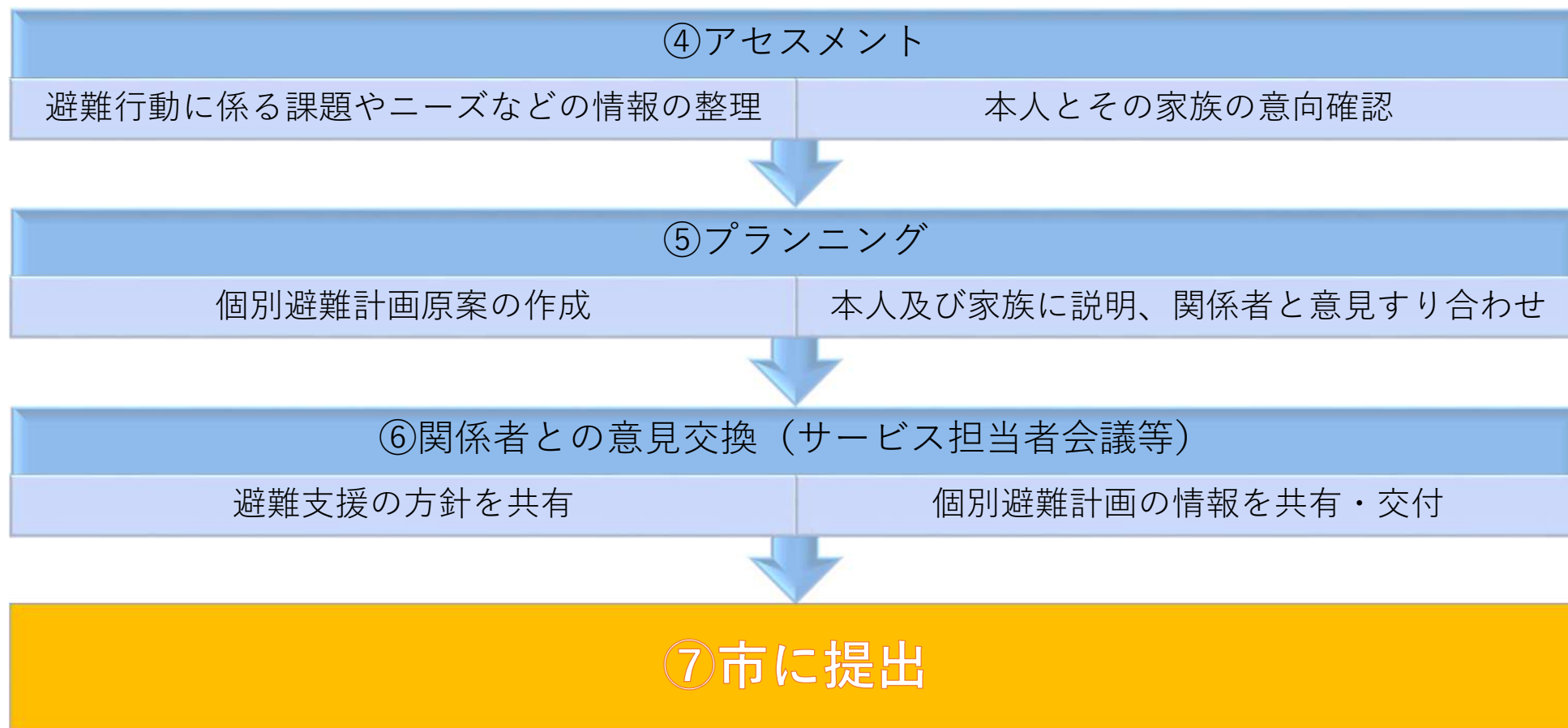


③インテーク

管理ツールで特に避難の必要性が高いと判定された高齢者宅を訪問し、制度概要、記載事項等を説明

計画作成の同意確認

計画作成の進め方②



提出について

○提出方法

個別避難計画は、次の書類を作成いただき、電子申請にてご提出いただきます。

- ・【様式3】同意書 形式：写真データまたはPDFファイル形式
- ・【様式4】災害時個別避難計画【簡易版】 形式：Excel形式
- ・【様式5】共通帳票 形式：Excel形式

下記URLからマニュアル・様式のダウンロードや、計画の提出が可能です。

「災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）」の公開について

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000156729.html>

○作成支援費

1件当たり7,000円

振込先口座は、計画と併せて御提出いただきます。
右記のスケジュールでお支払いしています。

提出期日	交付決定通知送付・ 振込予定
6月末	7月末
9月末	10月末
12月末	1月末
3月末	4月末

問い合わせ先（令和6年度中）

【個別避難計画作成支援相談に係るコールセンター】

防災面の知識をもつ福祉専門職を配置したコールセンターを設置しています。

電話：**0120-520-290**

受付時間：9時～17時 月～金曜日

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

メール：**kawasakils@pasona-lc.co.jp**

委託先：株式会社パソナライフケア